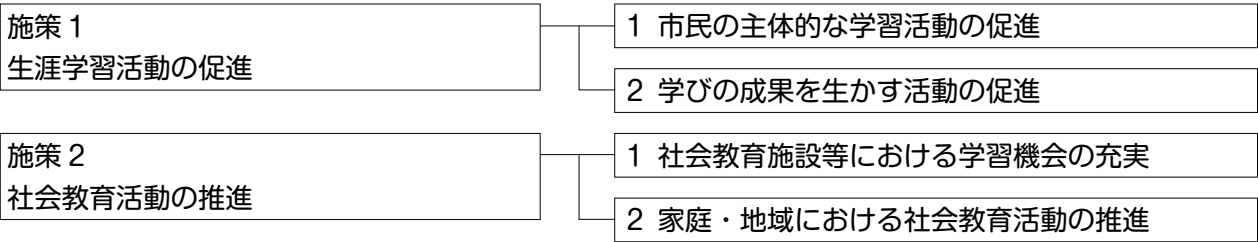


基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることが出来る生涯学習の推進をめざします。

【施策の体系】



基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

施策1 生涯学習活動の促進

【現状と課題】

- 社会の成熟化が進むなか、自己の充実・啓発や生活向上のため、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

本市においては、豊かな自然や歴史、文化芸術、高等教育機関の集積などを生かした学習活動が様々な分野で行われています。

市民の学習ニーズが多様化するなかで、より一層、主体的に学ぶことができる機会や得られた学習の成果を生かすことのできる環境の充実が求められています。

【主な取組】

1 市民の主体的な学習活動の促進

- (1) 市民が生涯にわたり主体的に取り組む文化活動やレクリエーション活動、ボランティア活動、読書活動などの様々な学習活動を促進します。
- (2) 各種講座などを体系的に整理した学習情報誌の発行や市民の講座受講歴の登録など学習意欲の向上につながる取組を行います。
- (3) 高齢者が楽しみながら知識や教養を身に付け、仲間づくりを通じて生きがいのある生活を実現し、豊かな社会・人生経験を地域に生かすことのできる学習活動を促進します。
- (4) 市民の学習活動の推進に大きな役割を担う市民活動団体をはじめ高等教育機関や企業などとの連携を促進します。

2 学びの成果を生かす活動の促進

- (1) 地域の優れた知識・技能をもった人材を活用し、市民の主体的な学習活動を支援します。また、学びの成果を生かしたボランティアなど様々な活動を促進します。

■社会学級講演会



基本目標4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

施策2 社会教育活動の推進**【現状と課題】**

- 本市では、社会教育施設などにおいて、芸術文化やスポーツ・レクリエーション、ボランティア活動など様々な分野の社会教育事業を行っています。市民の学習ニーズの多様化に伴い、社会教育施設などにおいては、一層、学びの機会や内容の充実を図ることが求められています。

また、地域の身近な施設である学校を活用するなど、地域住民が気軽に集い様々な活動を主体的に行うことができる場と機会の充実が求められています。

- 近年、家庭・地域の教育力の低下が懸念されています。そのため、親子の触れ合いや地域住民との交流など多様な学習機会の提供や体験活動の充実が求められています。

【主な取組】**1 社会教育施設等における学習機会の充実**

- (1) 幅広い世代の市民が興味・関心をもち、積極的に学ぶ機会が得られるよう、社会教育施設などにおける講座などの充実を図ります。
- (2) 市立小・中学校の施設を活用し、社会教育活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

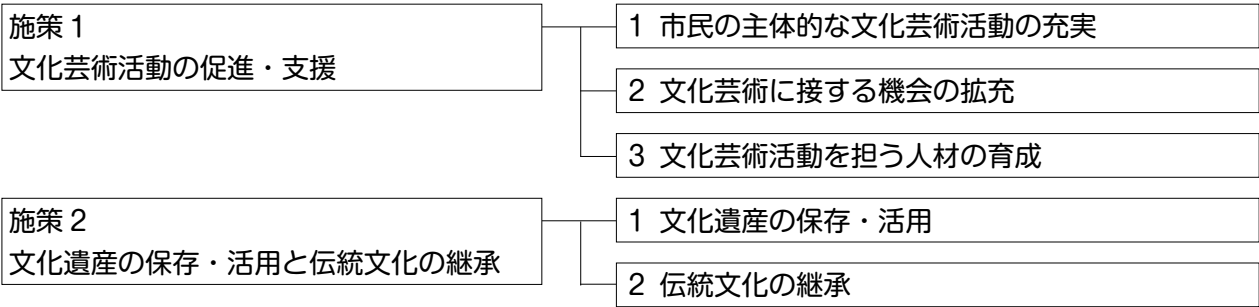
2 家庭・地域における社会教育活動の推進

- (1) PTAなどの関係団体と連携を図りながら、保護者や地域住民が集まる機会を活用し、家庭教育や子育てに関係するセミナーを開催するなど学習機会の提供に努めます。

基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

文化芸術や文化遺産に触れる機会を充実させ，市民一人ひとりが創造性を高め，感性を豊かにすることができる文化芸術の振興をめざします。

【施策の体系】



基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

施策1 文化芸術活動の促進・支援

【現状と課題】

- 価値観やライフスタイルの多様化が進むなか、文化芸術は、心にゆとりと潤いをもたらす、生活を豊かにするものとしてますます重要性が増しています。

このようななか、本市においては、2006年(平成18年)に「函館市文化芸術振興条例」を制定し、市民の自主性や創造性を十分に尊重しながら、市民主体の多様な文化芸術活動を促進しています。

今後においても、本条例に基づき市民の自主的・創造的な文化芸術活動の充実を図り、文化芸術に接する機会を拡充し、長期的視野に立った文化芸術活動を担う人材の育成に努める必要があります。

【主な取組】

1 市民の主体的な文化芸術活動の充実

- (1) 文化芸術活動団体などと連携を図り、市民の文化芸術活動に関する情報の収集や発信に努めるとともに、各団体による文化芸術活動の支援に努めます。
- (2) 市立小・中学校の施設を活用し、文化芸術活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

2 文化芸術に接する機会の拡充

- (1) 文化芸術活動団体などと連携し鑑賞機会の充実を図るとともに、市民文化祭の実施など市民が気軽に文化芸術に接する機会の充実に努めます。
- (2) 小・中学校に芸術家などを講師として派遣し、児童生徒が文化芸術に親しみ、豊かな創造力を育む機会の充実に努めます。
- (3) 生徒が多様な文化芸術に親しめるよう、国が示している文化部活動の地域移行の動向も踏まえ、文化芸術活動の機会の確保について検討します。

3 文化芸術活動を担う人材の育成

- (1) 優れた作品などを発表する機会の充実を図り、児童生徒の創意と潤いのある個性豊かな文化芸術活動を一層促進し、人材の育成に努めます。
- (2) 各種研修会などへの参加を促進し、文化芸術活動を主体的に担う人材の育成に努めます。

■市民文化祭（清秋・函館市文団協芸術展）



基本目標5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

施策2 文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承

【現状と課題】

- 本市は先史時代から近現代までの各時代における歴史的文化遺産を数多く有しており、2021年（令和3年）7月には、史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡[※]が「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として世界文化遺産に登録されています。

これまで国宝や重要文化財、特別史跡、伝統的建造物群保存地区など貴重な文化財の保存・活用に取り組んでいるほか、郷土芸能など地域に根ざした伝統的な文化芸術が育まれています。

これらは、市民共有の財産であるとともに、まちの魅力を形成するものとして次世代に確実に引き継いでいくべき財産であることから、引き続き、こうした文化財を保存・活用するとともに、伝統的な文化芸術を継承する取組を進める必要があります。

【主な取組】

1 文化遺産の保存・活用

- (1) 指定文化財の保存整備や新たな指定、公開など、本市の貴重な文化財の保護と活用を計画的に推進します。
- (2) 縄文文化交流センターを中核として、世界文化遺産に登録された史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡などの貴重な遺産を活用し、縄文文化の普及・啓発の取組を推進します。
- (3) 博物館や図書館において収蔵している資料を展覧会などで展示するとともに、デジタル化して保存・公開するほか、（仮称）総合ミュージアムの整備を検討するなど、市民や観光客が函館の歴史に理解を深める取組を推進します。

[※] 史跡垣ノ島遺跡（紀元前7000年～紀元前1000年頃）とは、居住域と墓域の分離を示す縄文時代の集落跡、史跡大船遺跡（紀元前3500年～紀元前2000年頃）とは、祭祀場が発達した縄文時代の拠点集落跡です。

2 伝統文化の継承

- (1) 本市の特色ある郷土芸能の保存会などへの支援を行い，保存伝承活動の促進に努めます。

■特別史跡五稜郭跡



■重要文化財旧函館区公会堂



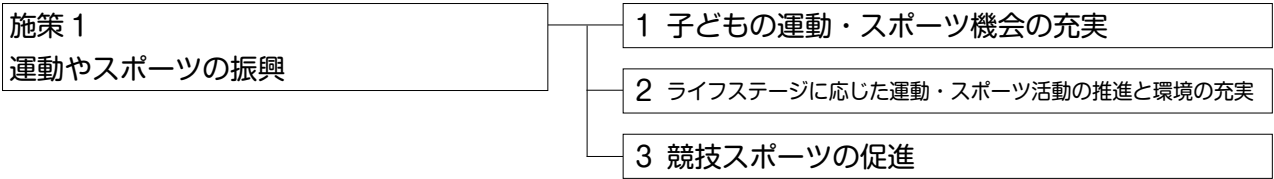
■縄文文化交流センターおよび史跡垣ノ島遺跡



基本目標6 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興

市民一人ひとりが健やかな心身を育むため、体と心を鍛えることができる運動やスポーツの振興をめざします。

【施策の体系】



施策1 運動やスポーツの振興

【現状と課題】

- 全国的に子どもが体を動かす外遊びやスポーツ活動時間が減少しています。

子どものうちに望ましい運動やスポーツの習慣を身に付けることは、生涯にわたり健康を維持し、健やかな人生を送ることに結び付くことから、幼少期から体を動かすことの楽しさ、大切さを理解するため、様々なスポーツに触れる機会の充実が求められています。

- 2013年（平成25年）の市民アンケート調査によると、「週1回以上スポーツをする」と回答した人は約3割であった一方で、「ほとんどしない」と回答した人は約5割となっていることから、運動・スポーツ活動による健康づくりに関心をもち、障がいのある方を含めて市民だれもがいつでも参加することができるよう、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進や環境の充実に努める必要があります。

- 本市においては、全国大会で活躍している競技団体が多数ある一方で、指導者の確保や少子化による競技人口の減少が課題となっており、競技力の低下が懸念されています。

地域を代表する選手が大きな舞台で活躍する姿は地域への誇りと活力をもたらすものであり、競技団体と連携を図りながら、優れた指導者の養成や競技人口の裾野の拡大などにより、競技スポーツの促進に取り組む必要があります。

- このような状況を踏まえ、本市においては、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018年（平成30年）3月に策定した「函館市スポーツ推進計画」に基づき、運動やスポーツの振興に取り組めます。

【主な取組】**1 子どもの運動・スポーツ機会の充実**

- (1) 生涯にわたり運動やスポーツに親しむ基礎づくりとして、子どもが幼少期から様々な運動やスポーツに触れ、その楽しさや魅力を体験する機会の充実に努めます。
- (2) 生徒が多様な運動やスポーツに親しめるよう、国が示している運動部活動の地域移行の動向も踏まえ、運動・スポーツ活動の機会の確保について検討します。
- (3) 子どもの身近な活動の場となるスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動の支援に努めます。

2 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の充実

- (1) 情報提供や広報活動の充実、各種教室の開催などを通じて、運動やスポーツ活動による健康づくりに親しむ意識の啓発に努めます。
- (2) 新たに運動やスポーツを始めたり、日常的に親しんだりできるよう、スポーツ・レクリエーション活動に関わるイベントの充実に努めます。
- (3) スポーツ団体などの育成・支援や、地域のスポーツ指導者の養成に努めます。
- (4) 障がい者スポーツ等への市民理解を促進するとともに、関係団体などと連携し、障がい者スポーツ等への参加機会の充実に努めます。
- (5) 高齢者がそれぞれの健康状態を維持増進し、自立した生活を営むことができるよう、関係機関などと連携し、高齢者の健康づくりのための運動機会の充実に努めます。
- (6) 市立小・中学校の施設を活用し、運動・スポーツ活動を行うグループやサークルなどが活動できる環境の充実に努めます。

3 競技スポーツの促進

- (1) 優れた指導力を有する競技スポーツ指導者の養成を図るとともに、競技団体などとの連携により、競技力の向上をめざします。
- (2) スポーツへの興味・関心や参加意欲を高めるため、大規模スポーツ大会、スポーツイベントの誘致に努めるとともに、技術交流により競技力の向上が期待されるスポーツ合宿の誘致に取り組みます。
- (3) 国内・海外の競技団体との交流により、スポーツを通じた地域間交流の促進に努めます。

■函館マラソン（2022大会）



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、教育委員会が関係部局と連携して推進することはもとより、家庭、地域、学校、各種団体、企業、高等教育機関など多様な主体が連携・協働し、推進することとします。また、学校においては、本計画に沿って学校運営に関する基本的な方針を策定して教育活動を進めることとします。

2 計画の推進状況の検証等

計画の推進状況を適宜検証して公表するとともに、PDCAサイクルの考えに基づき、取組の改善を図ります。また、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

資料編

○ 函館の教育のあり方検討協議会（「函館市教育振興基本計画」策定時）

(1) 概 要

函館市教育振興基本計画の策定に向けて、教育の振興のための施策の方向性について幅広い見地から意見交換を行うため、学識経験者や教育関係者などを構成員として、2016年（平成28年）6月に「函館の教育のあり方検討協議会」を組織した。

(2) 委 員

（2017年（平成29年）11月8日現在）

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	国立大学法人北海道教育大学函館校教授	会 長 田 中 邦 明
	公立大学法人公立はこだて未来大学教授	大 場 みち子
学校・保護者関係者	国立大学法人北海道教育大学 附属函館幼稚園副園長	齊 藤 緑
	函館市小学校長会会長 （函館市立神山小学校長）	山 田 幸 俊
	函館市中学校長会会長 （函館市立本通中学校長）	副会長 毛 利 繁 和
	北海道高等学校長協会道南支部長 （函館中部高等学校長）	中 島 悟
	函館市PTA連合会事務局員	中 村 和 代
振 地 興 域	函館商工会議所事務局長	竹 内 正 幸
教 社 育 会	函館市社会教育委員 （函館市体育協会副会長）	絹 野 重 治
公 募	公募	井 上 実 香

（敬称略）

(3) 会議の開催状況

2016 年度（平成 28 年度）

回	開催日	主な議題
第 1 回	2016 年（平成 28 年） 6 月 28 日	・ 会長および副会長の選出について ・ 計画の策定について
第 2 回	2016 年（平成 28 年） 8 月 26 日	・ 計画の基本的方向性について
第 3 回	2016 年（平成 28 年） 10 月 18 日	・ 計画の基本的方向性について
第 4 回	2016 年（平成 28 年） 11 月 29 日	・ 計画の基本的方向性について
第 5 回	2017 年（平成 29 年） 2 月 20 日	・ 計画の基本的方向性について

2017 年度（平成 29 年度）

回	開催日	主な議題
第 1 回	2017 年（平成 29 年） 5 月 11 日	・ 計画の基本的方向性について
第 2 回	2017 年（平成 29 年） 6 月 1 日	・ 基本目標（案）について ・ 計画の骨子案について
第 3 回	2017 年（平成 29 年） 6 月 28 日	・ 計画の骨子案について
第 4 回	2017 年（平成 29 年） 8 月 29 日	・ 施策の体系（案）について ・ 計画の素案（たたき台）について
第 5 回	2017 年（平成 29 年） 10 月 3 日	・ 計画の素案（たたき台）について
第 6 回	2017 年（平成 29 年） 10 月 24 日	・ 計画の素案について

(4) 函館の教育のあり方検討協議会 設置要綱

(設置)

第1条 市のまちづくりを担う魅力ある人材の育成を目指す上での中・長期的な教育のあり方について必要な検討等を行い、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定および推進等に資するため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館の教育のあり方検討協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に提言、意見または報告する。

- (1) 教育の振興のための施策の方向性に関すること。
- (2) 基本計画の策定および改定に関すること。
- (3) 基本計画の推進およびその評価に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の推薦する者
 - (3) 公募による者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

○ 函館市教育振興審議会（「函館市教育振興基本計画」改訂時）

(1) 概 要

函館市教育振興基本計画の中間年における計画の進捗状況の検証および見直しや改訂計画の策定に向けて、教育の振興の施策の方向性について幅広い見地から意見交換を行うために、学識経験者や教育関係者などを構成員とした「函館市教育振興審議会」において、調査審議を行った。

(2) 委 員

(2023 年（令和 5 年） 2 月 16 日現在)

区分	所属・役職	氏名
の 学 識 経 験 者	国立大学法人北海道教育大学函館校 特任教授	会 長 小 松 一 保
	函館大学教授	花 田 讓
教 育 職 員	函館市小学校長会事務局長 (函館市立八幡小学校長)	寺 本 公 彦
	函館市小学校長会事務局次長 (函館市立大森浜小学校長)	高 間 猛
	函館市中学校長会会長 (函館市立巴中学校長)	佐 藤 雅 博
	北海道高等学校長協会道南支部長 (函館中部高等学校長)	佐 竹 卓
幼 児， 生 徒， 児 童 の 保 護 者	函館市 P T A 連合会会長 (函館市立北中学校 P T A 副会長)	副会長 駒 野 圭 史
	函館市 P T A 連合会副会長 (函館市立北昭和小学校 P T A 会長)	小 綿 納
	函館市 P T A 連合会厚生委員長 (函館市立赤川中学校 P T A 代表)	向 大 喬
よ る 者	公募委員	原 田 咲
そ の 他 必 要 と 認 め る 者	函館市社会教育委員	佐 藤 裕 美
	函館市町会連合会常任理事 (青少年育成部長)	川 口 英 孝
	函館商工会議所事務局長	竹 内 正 幸
	函館市私立幼稚園協会会長	木 村 一 雄
	函館保育協会員	豊 田 リ カ

(敬称略)

(3) 会議の開催状況

2021 年度（令和 3 年度）

回	開催日	主な議題
第 4 回	2021 年（令和 3 年）10月29日	・函館市教育振興基本計画の中間年における検証・見直しについて
第 5 回	2021 年（令和 3 年）12月22日	・函館市教育振興基本計画の中間年における計画の進捗状況の検証および見直しについて（表紙～基本目標 1）
第 6 回	2022 年（令和 4 年）2 月14日	・函館市教育振興基本計画の中間年における計画の進捗状況の検証および見直しについて（基本目標 2～3）

2022 年度（令和 4 年度）

回	開催日	主な議題
第 1 回	2022 年（令和 4 年）5 月20日	・函館市教育振興基本計画の中間年における計画の進捗状況の検証および見直しについて（基本目標 4～裏表紙）
第 2 回	2022 年（令和 4 年）7 月 6 日	・諮問事項「函館市教育振興基本計画の中間年における計画の推進状況の検証および見直しについて」に対する答申（案）について
第 4 回	2023 年（令和 5 年）1 月30日	・函館市教育振興基本計画改訂案について
第 5 回	2023 年（令和 5 年）2 月16日	・諮問事項「函館市教育振興基本計画改訂案について」に対する答申（案）について

(4) 函館市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 本市における教育の振興に関する施策の推進について調査審議するため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況についての点検および評価に関すること。
- (2) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定および変更に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置および廃止に関すること。
- (4) 通学区域の設定および変更に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員および任期等)

第4条 委員および臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育職員
- (3) 幼児、児童または生徒の保護者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、または解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員および議事に関係のある臨時委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 審議会は、専門の事項について調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該専門部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 前2条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(函館市学校教育審議会条例の廃止)

- 2 函館市学校教育審議会条例（昭和46年函館市条例第41号）は、廃止する。

(函館市学校教育審議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の函館市学校教育審議会条例（以下「廃止前の条例」という。）第1条の規定により置かれた函館市学校教育審議会は、第1条の規定により置く審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行前に廃止前の条例第2条の規定により函館市学校教育審議会に教育委員会が諮問した事項であって、この条例の施行の際現に答申がされていないものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、第1条の規定により置く審議会が引き続き調査審議するものとする。
- 5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第3条第1項の規定により函館市学校教育審議会の委員に委嘱され、または任命されている者（以下「旧委員」という。）は、第4条第1項の規定により審議会の委員に委嘱され、または任命された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。
- 6 施行日から平成31年8月31日までの間に第4条第1項の規定により委嘱され、または任命された審議会の委員（前項の規定により委嘱され、または任命されたものとみなされた委員を除く。）の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。
- 7 施行日から平成31年8月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「15人」とあるのは、「30人」とする。（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）
- 8 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。
別表第2中「学校教育審議会の委員」を「教育振興審議会の委員および臨時委員」に改める。

函館市教育振興基本計画（改訂版）

2023 年（令和 5 年）3 月発行

発行 函館市教育委員会（学校教育部教育政策推進室教育政策課）

〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号

電話 0138-21-3523